

9. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

(1) 学修の成果に係る評価

授業科目の単位修得の認定方法:筆記・口述試験、レポート・作品提出、学習状況、その他。

成績の評価 : 秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、
不可(59点以下、不合格)をもって表わし、可(60点)以上をもって
単位を修得したものと認める。

(2) 卒業及び資格の取得に必要な単位

a. 短期大学卒業(学位取得)に必要な条件

本学に2年以上在学し、教養科目群については10単位以上と専門科目群の授業科目を合わせて、合計62単位以上修得し、学生納付金等を完納しなければならない。卒業と同時に短期大学士(美容生活文化)の学位が授与される。

b. 各コース卒業(資格等取得)に必要な単位数の内訳(平成29年度入学生用)

項目	保育士コース	美容文化コース	ビューティーメイクコース	舞台芸術コース	教養コース
教養科目群必修	6単位	5単位	6単位	6単位	6単位
専門科目群必修	55単位	52単位	25単位	12単位	2単位
教養科目群選択必修 専門科目群選択必修	4単位以上 9単位以上	5単位以上 —	4単位以上 —	4単位以上 8単位以上	4単位以上 —
教養科目群選択 専門科目群選択	—	5単位以上	※27単位以上	※32単位以上	50単位以上
計	74単位以上	67単位以上	62単位以上	62単位以上	62単位以上
資格等	保育士資格	美容師試験受験資格	コース修了証	コース修了証	コース修了証

※卒業62単位と必修(教養・専門)及び選択必修(教養・専門)との不足単位数以上

なお、社会福祉主事任用資格を取得するには、短期大学卒業に必要な単位のほかに、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の内、3科目以上修得しなければならない。ただし、これらの科目はいずれも卒業に必要な単位として認められる。